

町職員の給与と人事

- 人事行政の運営等の状況 -

町職員の給与は、その職務の内容などに応じた給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されています。また、給料や諸手当の内容は、国やほかの地方公共団体の職員の給与などを考慮し、町議会の議決を経た「職員の給与に関する条例」で定められています。

採用・退職と職員数

令和5年度採用

職種	採用数
一般行政職	2人
税務職	0人
福祉職	0人
企業職	0人
再任用	2人
計	4人

令和4年度退職

区分	退職数
定年・勸奨	3人
自己都合	1人
その他	2人
計	6人

部門別職員数の状況

区分	定数	職員数		前年比	課ごとの内訳		
		R4年	R5年		R4年	R5年	
町部局	80人	66人	66人	0人	総務課	11人	12人
					企画財政課	5人	6人
					町民課	10人	10人
					福祉保健課	18人	18人
					農林商工課	10人	10人
					建設課・上下水道課	8人	7人
					元気なまちづくり推進室	2人	1人
					出納室	2人	2人
					議会事務局	2人	1人
					管理課・給食センター	5人	5人
町議会	3人	2人	1人	△1人	子ども未来課・こども園	17人	17人
					社会教育課・図書館	9人	8人
					農業委員会	2人	2人
教育委員会	31人	31人	30人	△1人	上下水道課	4人	4人
					企業	4人	4人
農業委員会	3人	2人	2人	0人			
企業	4人	4人	4人	0人			
合計	121人	105人	103人	△2人			

※定数に含まれる職員数です。

職員の給与

給料は、企業でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められています。

人件費とは、職員（会計年度任用職員含む）に支給する給料などのほか、退職手当や共済費の事業主負担分および町議会議員や各種委員の報酬などを含む費用です。

給与費の状況

令和5年度の一般会計予算

職員数	101人
給料	3億5,380万円
職員手当	5,505万円
期末・勤勉手当	1億3,725万円
計	5億4,609万円
1人当たり給与費	541万円

令和5年4月1日現在

一般行政職	
平均給料月額	29万142円
平均給与月額	33万9,367円
平均年齢	40.4歳

期末・勤勉手当

令和5年4月1日現在

区分	期末手当	勤勉手当	計	
訓子府町	6月期	1.20月分	1.00月分	2.20月分
	12月期	1.20月分	1.00月分	2.20月分
	計	2.40月分	2.00月分	4.40月分
国	6月期	1.20月分	1.00月分	2.20月分
	12月期	1.20月分	1.00月分	2.20月分
	計	2.40月分	2.00月分	4.40月分

初任給・経験年数別、学歴別給料月額状況（一般行政職）

令和5年4月1日現在

区分	初任給		経験年数区分別平均給料月額				
	訓子府町	国	10～14年	15～19年	20～24年	25～29年	30年以上
大学卒	18万5,200円	18万5,200円	27万167円	29万4,300円	36万3,240円	38万1,620円	40万4,960円
短大卒	16万7,100円	16万7,100円	—	30万600円	—	36万5,550円	40万6,400円
高校卒	15万4,600円	15万4,600円	21万7,800円	25万5,500円	29万4,975円	35万1,000円	37万5,225円

退職手当の状況

令和5年4月1日現在

区分	訓子府町（組合）		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同左	
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分		
最高限度	47.7090月分	47.709000月分		
①退職時前5年間の職責在級期間に応じ加算措置あり				
その他加算措置	②50～59歳までの定年前早期退職者には、特別措置として2～30%を加算		②45～59歳までの定年前早期退職者には、特別措置として2～45%を加算	

退職手当は、退職の理由と勤続年数に応じて訓子府町が加入している北海道市町村職員退職手当組合が定めた率により、組合から退職者に直接支給されています。

特殊勤務手当の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	4.95%
支給対象職員1人当たり平均支給額	2,700円
手当の名称	野犬等処理手当

勤務時間・休暇など

勤務時間・休日

勤務時間	8時45分～17時30分
休日	国民の祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）
週休日	土曜日・日曜日

休暇制度

休暇名	与えられる日数	概要
年次有給休暇	1年に20日	翌年度に限り20日を限度に繰り越しが可能
病欠休暇	必要と認められる期間	傷病などで療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合
特別休暇	休暇の種類により期間が定められている	公民権行使等休暇、ボランティア休暇、出産休暇、子の看護休暇、育児休業、夏季休暇、慶弔休暇（結婚、親族の死亡）など
介護休暇	連続する6か月の期間内において必要と認められる期間	配偶者や父母などの疾病および老齢などにより、日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合（無給）

職員手当の状況

令和5年4月1日現在

扶養手当	●配偶者	6,500円
	●配偶者以外の扶養親族 父母など：6,500円 子：10,000円	
住居手当	●満16歳から満22歳までの子の加算額	5,000円
	持ち家	7,000円
通勤手当 (通勤距離が片道2km以上の者)	借家（最高限度額）	2万8,000円
	交通機関利用の場合	最長6か月定期券の実費
	2～5km未満	2,000円
	5～10km未満	4,200円
	10～15km未満	7,100円
管理職手当	15～20km未満	1万円
	20km以上	1万2,900～3万1,600円
課長職 課長補佐職	6級	4万5,000円
	5級	4万3,000円
	4級	3万1,000円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族のある者	13万1,900円
	扶養親族のない者	7万2,900円
	上記以外の者	5万1,700円

時間外勤務手当の状況

令和4年度一般会計決算	
支給総額	対象職員1人当たりの支給額
992万9,353円	12万4,117円